

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市固定資産評価審査委員会

京都市固定資産評価審査委員会規則第1号

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削り、同条第3項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同項を同条第2項とし、第4項及び第5項を1項ずつ繰り上げる。

第18条第5項中「記載し、提出者がこれに署名捺印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第1号様式注以外の部分中「㊟」を削る。

第2号様式注以外の部分中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改め、「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部税制課)